

令和5年度第2回国民健康保険運営協議会 資料
(国民健康保険税の改定について)

令和5年12月19日
市民部保険課

国民健康保険税改定の概要

1 改定の理由

国民健康保険事業は、年齢構成が高いため医療費水準が高く、所得水準が被用者保険等に比べて低いという構造的な問題により厳しい財政運営を強いられてきました。こうした問題を解決するため、平成30年度から開始した財政運営の都道府県単位化にあわせて3,400億円の追加公費を投入し、財政基盤の強化を図りました。しかし、新たに創設された事業費納付金制度は、被保険者の所得が東京都の平均を大きく上回る三鷹市にとって、都に納付する事業費納付金が他の自治体と比較して相対的に重い負担となっているとともに、当市の保険税率等はセーフティネットとしての役割を堅持するために低い水準を維持していることから、引き続き一般会計からの法定外繰入金による赤字補填を行って運営しています。

この度、都から当市に提示された事業費納付金は、令和5年度と比較すると4,000万円余増の66億円余となるとともに、あわせて都から当市に提示された標準保険料率は、均等割額で約3万円、所得割税率で約4.8%もの数字が当市の現行保険税率を大幅に上回る状況となっています。そのため、現行の保険税率に据え置いた場合、令和6年度の法定外繰入金は、令和5年度予算額の22億1,700万円余を上回ることが見込まれます。

その一方で、国や都は、市区町村に対し国保財政健全化計画を策定し、法定外繰入金を削減する取り組みを強く求めています。あわせて、被用者保険等が国民健康保険に交付金を支出し、国民健康保険財政を支援している状況であります。そのため、一般会計からの法定外繰入金をこれ以上増やすことは、国民健康保険に加入していない市民の皆様のご負担をさらにお願ひすることになるため、市民負担の公平性の観点からもご理解を得ることは難しいものと考えます。

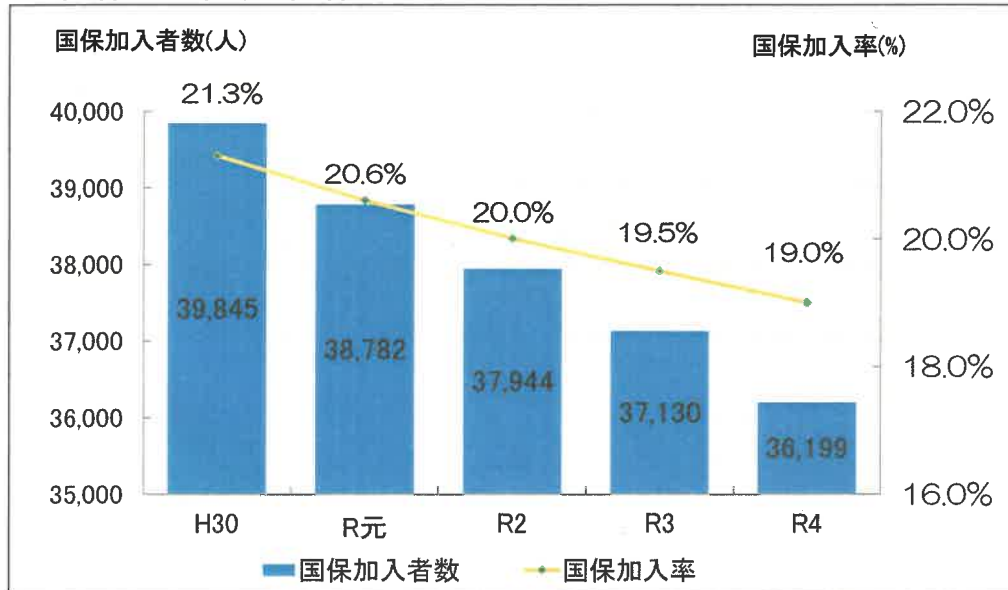
こうした厳しい国民健康保険財政のもと、持続可能な医療保険制度を安定的に維持するには、国民健康保険加入者の所得状況等に配慮しつつ、一定程度の負担増をお願ひする必要があることから、総合的に勘案し保険税率等を改定するものです。

2 改定の概要

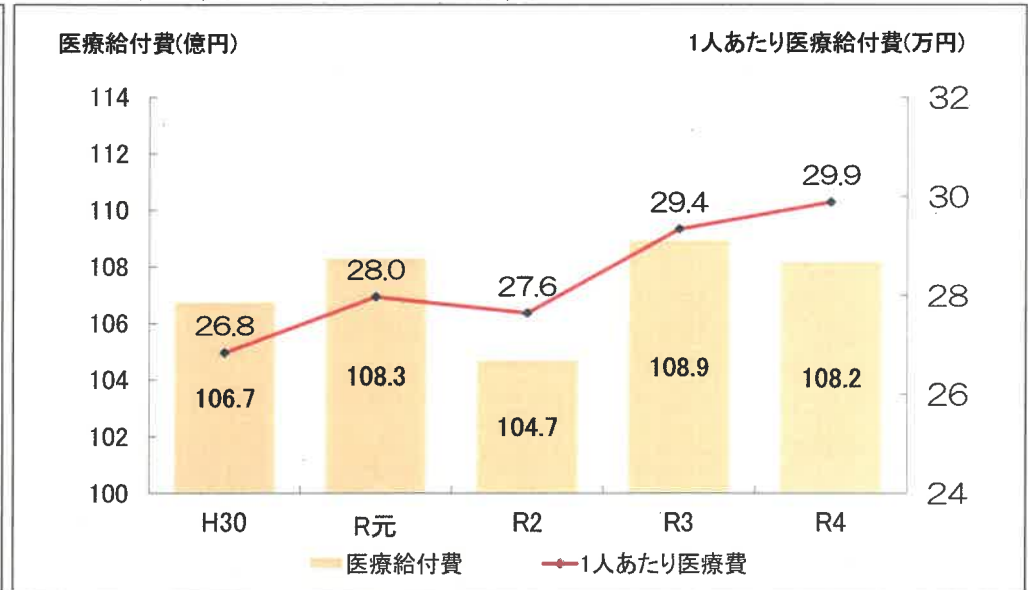
課税限度額総額は106万円（7万円引き上げ）、所得割税率合計は9.5%（0.7ポイント引き上げ）、均等割額総額は5万4,200円（2,000円引き上げ）とする。

国民健康保険加入者と医療費等の推移(1)

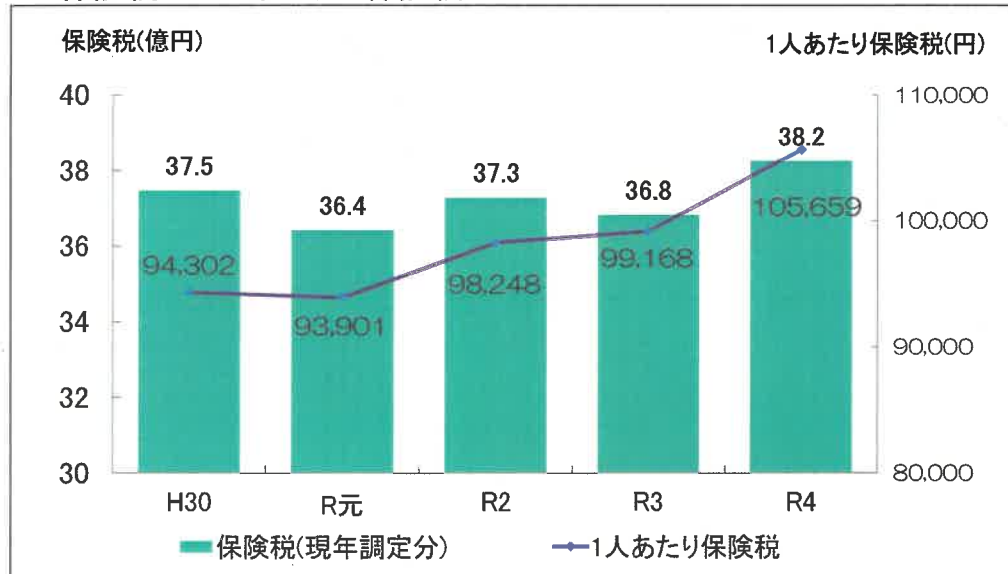
1 国保加入者数と国保加入率



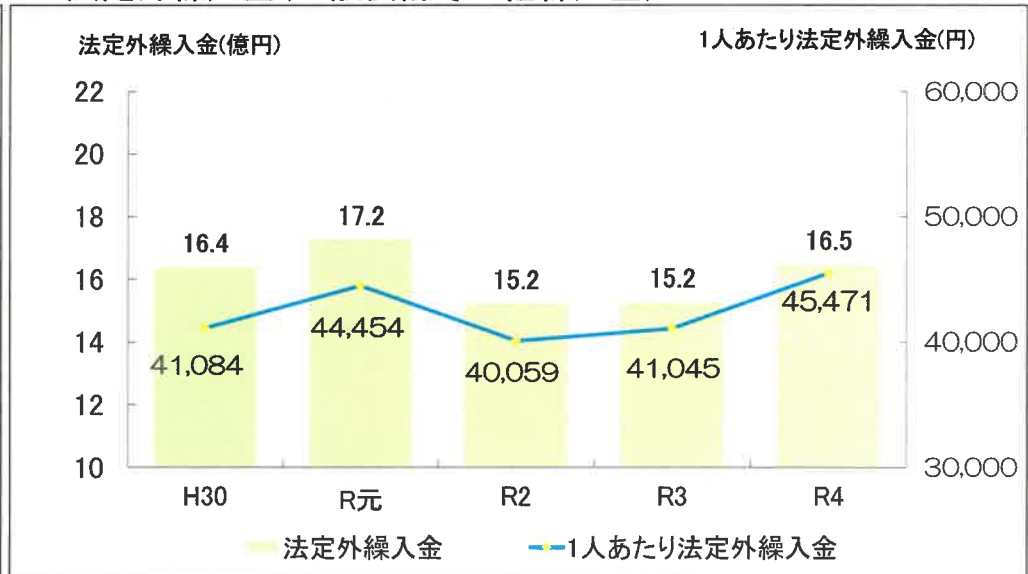
2 医療給付費と1人あたりの医療費



3 保険税と1人あたりの保険税



4 法定外繰入金(一般会計その他繰入金)



国民健康保険加入者と医療費等の推移(2)

5 国保加入者の年齢構成(4月1日時点)

	19歳以下	20～39歳	40～59歳	60～64歳	65～74歳
R3	8.7%	20.3%	28.0%	8.4%	34.6%
R4	8.5%	19.6%	28.2%	8.7%	35.0%
R5	8.5%	20.2%	28.4%	9.1%	33.8%

6 国保加入世帯の所得構成

	100万円以下	100万円超 300万円以下	300万円超 500万円以下	500万円超
R2年度	50.4%	33.6%	9.2%	6.8%
R3年度	48.9%	34.4%	9.7%	7.0%
R4年度	50.3%	32.6%	9.3%	7.8%

7 軽減世帯の構成(単位 世帯数)

	7割軽減	5割軽減	2割軽減	合計	賦課世帯
R2年度	7,734	2,744	2,407	12,885	31,001
R3年度	7,997	2,725	2,299	13,021	30,348
R4年度	8,617	2,684	2,346	13,647	30,601

8 未就学児均等割軽減の構成(令和4年度実績)

	7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし
世帯数	172世帯	101世帯	89世帯	455世帯
人数	216人	125人	117人	557人

9 国民健康保険実態調査報告(厚生労働省資料)

	農林水産業	自営業	被用者	その他	無職者
S40年度	42.1%	25.4%	19.5%	6.4%	6.6%
S60年度	13.5%	30.1%	28.7%	4.1%	23.7%
H17年度	4.4%	14.9%	24.0%	2.8%	53.8%
H30年度	2.3%	15.8%	32.3%	4.3%	45.4%
R元年度	2.9%	15.5%	31.4%	4.2%	46.0%
R3年度	2.2%	17.2%	32.5%	4.8%	43.3%

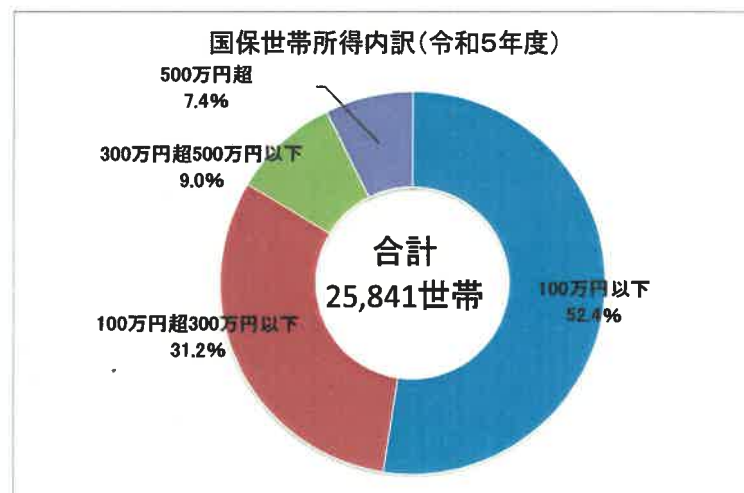
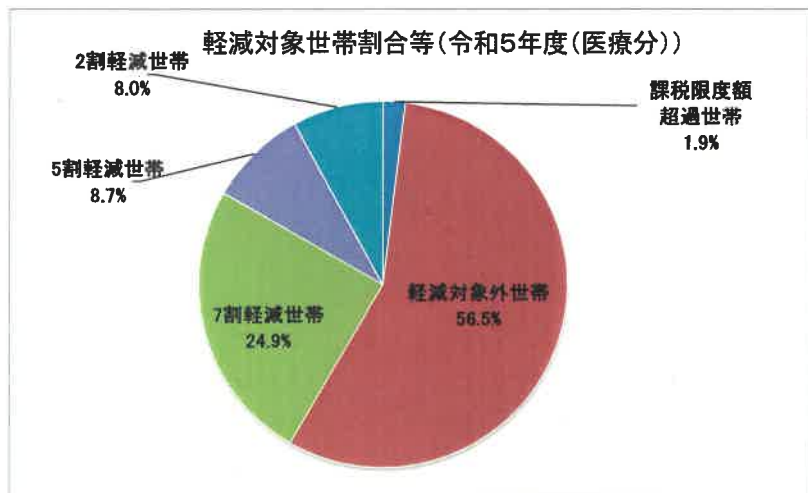
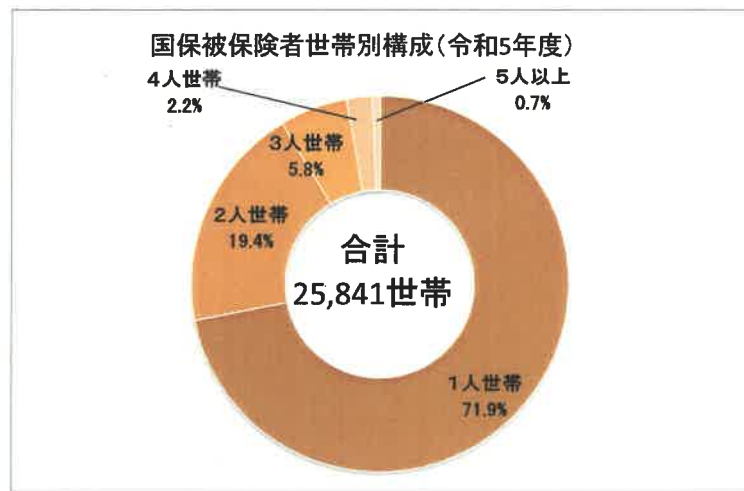
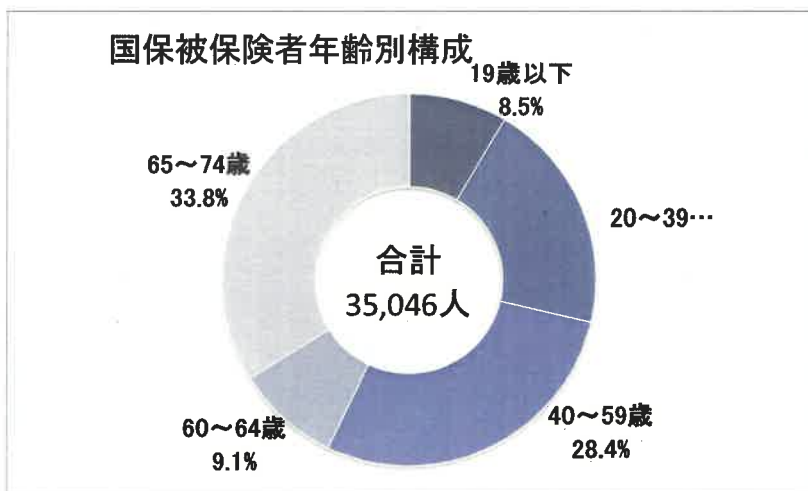
国民健康保険加入者と加入世帯所得内訳

令和5年4月1日現在

三鷹市人口	190,173
国保加入者	35,046
加入割合	18.4%
国保平均年齢	50.5歳

	19歳以下	20～39歳	40～59歳	60～64歳	65～74歳	合計
被保険者数	2,968	7,066	9,968	3,177	11,867	35,046
構成割合	8.5%	20.2%	28.4%	9.1%	33.8%	100%

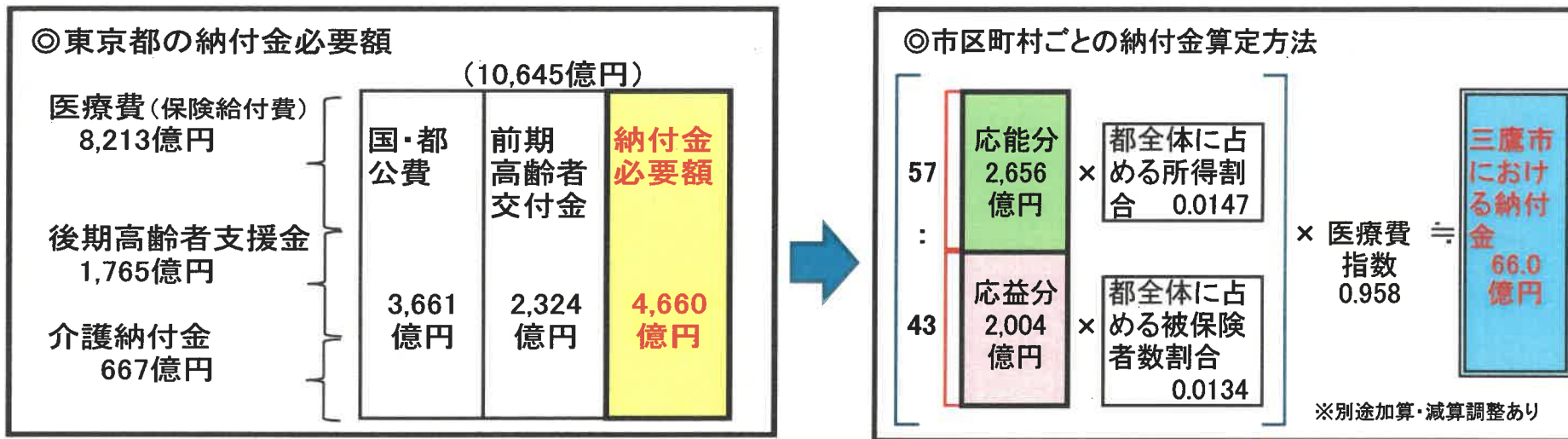
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人以上	合計
世帯数	18,579	5,025	1,495	564	178	25,841
構成割合	71.9%	19.4%	5.8%	2.2%	0.7%	100%



令和6年度の国保事業費納付金及び区市町村標準保険料率(仮算定)

1 納付金の算定方法

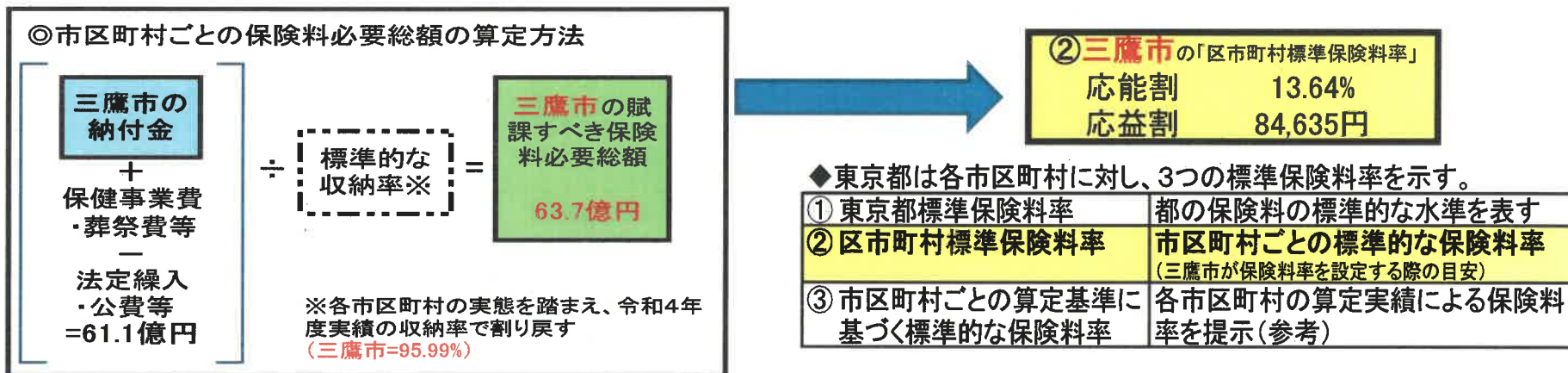
東京都全体の保険給付費(一般分)から公費等を除いた納付金必要額を基に、市区町村の医療費水準、所得水準を反映して各市区町村の納付金を算定する。



★12月末に国が提示する確定計数を基に東京都は1月上旬までに本算定を行い令和6年度の納付金額が確定する。

2 各市区町村標準の保険料率の算定方法

市区町村ごとの納付金に保健事業費、葬祭費等を加えた後、直近実績の収納率で割り戻し保険料必要総額を算出して、市区町村ごとの所得指数を反映し、応能分・応益分に分けて標準保険料率を算定する。



★東京都から提示された三鷹市の「区市町村標準保険料率」を参考に最終的な保険税率を決定する。

【諮問案】モデル世帯における所得階層別の影響額

(所得割0.7%増、均等割2,000円増、限度額7万円増)

	番号	世帯の 給与所得	給与収入 (目安)	所得階層の 概要	現行		諮問案		影響額	
					保険税	収入に占める 割合	保険税	収入に占める 割合	保険税	収入に占める 割合
① 40代・ 単身世帯	①	430,000円	980,000円	7割軽減の上限	15,600円	1.59%	16,200円	1.65%	600円	0.06%
	②	720,000円	1,270,000円	5割軽減の上限	51,500円	4.06%	54,500円	4.29%	3,000円	0.24%
	③	965,000円	1,515,000円	2割軽減の上限	88,700円	5.85%	94,000円	6.20%	5,300円	0.35%
	④	2,020,000円	3,000,000円	—	192,000円	6.40%	205,100円	6.84%	13,100円	0.44%
	⑤	4,360,000円	6,000,000円	—	397,900円	6.63%	427,400円	7.12%	29,500円	0.49%
	⑥	約11,330,000円	13,280,000円	諮問案の限度額到達	965,700円	7.27%	1,060,000円	7.98%	94,300円	0.71%
② 40代・4人世帯 (未就学児2人)	①	430,000円	980,000円	7割軽減の上限	43,000円	4.39%	44,700円	4.56%	1,700円	0.17%
	②	1,590,000円	2,380,000円	5割軽減の上限	173,800円	7.30%	184,700円	7.76%	10,900円	0.46%
	③	2,570,000円	3,760,000円	2割軽減の上限	303,100円	8.06%	322,500円	8.58%	19,400円	0.52%
	④	3,560,000円	5,000,000円	—	418,900円	8.38%	446,400円	8.93%	27,500円	0.55%
	⑤	5,200,000円	7,000,000円	—	563,300円	8.05%	602,200円	8.60%	38,900円	0.56%
	⑥	約10,310,000円	12,260,000円	諮問案の限度額到達	967,600円	7.89%	1,060,000円	8.65%	92,400円	0.75%
③ 40代・4人世帯 (小学生2人)	①	430,000円	980,000円	7割軽減の上限	54,800円	5.59%	56,900円	5.81%	2,100円	0.21%
	②	1,590,000円	2,380,000円	5割軽減の上限	193,400円	8.13%	205,100円	8.62%	11,700円	0.49%
	③	2,570,000円	3,760,000円	2割軽減の上限	334,500円	8.90%	355,100円	9.44%	20,600円	0.55%
	④	3,560,000円	5,000,000円	—	458,100円	9.16%	487,200円	9.74%	29,100円	0.58%
	⑤	5,200,000円	7,000,000円	—	602,500円	8.61%	643,000円	9.19%	40,500円	0.58%
	⑥	約9,800,000円	11,750,000円	諮問案の限度額到達	965,100円	8.21%	1,060,000円	9.02%	94,900円	0.81%

【諮問案】モデル世帯における所得階層別の影響額

(所得割0.7%増、均等割2,000円増、限度額7万円増)

	番号	世帯の所得	年金収入 (目安)	所得階層の概要	現行		諮問案		影響額	
					保険税	収入に占める割合	保険税	収入に占める割合	保険税	収入に占める割合
④ 70代・単身世帯 (年金収入のみ)	①	430,000円	1,530,000円	均等割のみ	11,700円	0.76%	12,200円	0.80%	500円	0.03%
	②	580,000円	1,680,000円	7割軽減の上限	22,600円	1.35%	24,000円	1.43%	1,400円	0.08%
	③	870,000円	1,970,000円	5割軽減の上限	51,700円	2.62%	55,000円	2.79%	3,300円	0.17%
	④	1,115,000円	2,215,000円	2割軽減の上限	81,300円	3.67%	86,700円	3.91%	5,400円	0.24%
	⑤	1,900,000円	3,000,000円	—	146,500円	4.88%	156,800円	5.23%	10,300円	0.34%
	⑥	3,565,000円	5,000,000円	—	268,000円	5.36%	288,300円	5.77%	20,300円	0.41%
⑤ 70代・2人世帯 (年金収入のみ)	①	430,000円	1,530,000円	均等割のみ	23,500円	1.54%	24,400円	1.59%	900円	0.06%
	②	580,000円	1,680,000円	7割軽減の上限	34,400円	2.05%	36,200円	2.15%	1,800円	0.11%
	③	1,160,000円	2,260,000円	5割軽減の上限	92,400円	4.09%	98,400円	4.35%	6,000円	0.27%
	④	1,650,000円	2,750,000円	2割軽減の上限	151,700円	5.52%	161,600円	5.88%	9,900円	0.36%
	⑤	1,900,000円	3,000,000円	—	185,700円	6.19%	197,600円	6.59%	11,900円	0.40%
	⑥	3,565,000円	5,000,000円	—	307,200円	6.14%	329,100円	6.58%	21,900円	0.44%

令和6年度 三鷹市国民健康保険税改定(案)

項目		現行	【改定案】 限度額7万円 所得割0.7/100・均等割2,000円改定			【参考】 三鷹市の標準保険料率 (令和6年度仮係数)		
			金額・率	金額・率	増減	改定率	金額・率	増減
医療分	限度額	63万円	65万円	2万円	3.2%	65万円	2万円	3.2%
	所得割	5.3/100	5.7/100	0.4/100	7.5%	8.45/100	3.15/100	59.4%
	均等割	28,000円	29,000円	1,000円	3.6%	50,942円	22,942円	81.9%
支援金分	限度額	19万円	24万円	5万円	26.3%	24万円	5万円	26.3%
	所得割	2.0/100	2.2/100	0.2/100	10.0%	2.88/100	0.88/100	44.0%
	均等割	11,200円	11,800円	600円	5.4%	16,902円	5,702円	50.9%
介護分	限度額	17万円	17万円	0万円	0.0%	17万円	0万円	0.0%
	所得割	1.5/100	1.6/100	0.1/100	6.7%	2.31/100	0.81/100	54.0%
	均等割	13,000円	13,400円	400円	3.1%	16,791円	3,791円	29.2%
介護2号 被保険者 (40～64歳) 合計	限度額	99万円	106万円	7万円	7.1%	106万円	7万円	7.1%
	所得割	8.8/100	9.5/100	0.7/100	8.0%	13.64/100	4.84/100	55.0%
	均等割	52,200円	54,200円	2,000円	3.8%	84,635円	32,435円	62.1%
上記以外の 被保険者 合計	限度額	82万円	89万円	7万円	8.5%	89万円	7万円	8.5%
	所得割	7.3/100	7.9/100	0.6/100	8.2%	11.33/100	4.03/100	55.2%
	均等割	39,200円	40,800円	1,600円	4.1%	67,844円	28,644円	73.1%
調定額(現年度分) ※		3,601,911千円	3,851,252千円	249,341千円	6.9%	5,423,554千円	1,821,643千円	50.6%
応益割合 (医療+支援)		36.4%	35.4%	-1.0%		40.9%		
収入見込額 ※		3,461,437千円	3,701,053千円	239,616千円	6.9%	5,212,035千円	1,750,598千円	50.6%

※調定額及び収入見込額は令和6年度の見込額を記載

三鷹市国民健康保険税改定の推移

項目等		平成26年度		平成28年度		平成30年度		令和2年度		令和4年度		令和6年度(案)	
		税率等	増減	税率等	増減	税率等	増減	税率等	増減	税率等	増減	税率等	増減
基礎課税分 (医療分)	所得割税率	4.7%	—	4.7%	—	4.8%	0.1%	5.0%	0.2%	5.3%	0.3%	5.7%	0.4%
	均等割額	24,400円	—	25,000円	600円	25,900円	900円	27,500円	1,600円	28,000円	500円	29,000円	1,000円
	課税限度額	51万円	—	52万円	1万円	54万円	2万円	61万円	7万円	63万円	2万円	65万円	2万円
後期高齢者 支援金等 課税分 (支援分)	所得割税率	1.2%	—	1.6%	0.4%	1.8%	0.2%	1.9%	0.1%	2.0%	0.1%	2.2%	0.2%
	均等割額	7,900円	2,400円	8,500円	600円	10,000円	1,500円	10,800円	800円	11,200円	400円	11,800円	600円
	課税限度額	16万円	2万円	17万円	1万円	19万円	2万円	19万円	—	19万円	—	24万円	5万円
介護納付金 課税分 (介護分)	所得割税率	1.4%	—	1.4%	—	1.4%	—	1.4%	—	1.5%	0.1%	1.6%	0.1%
	均等割額	12,500円	—	12,500円	—	12,500円	—	12,500円	—	13,000円	500円	13,400円	400円
	課税限度額	14万円	2万円	16万円	2万円	16万円	—	16万円	—	17万円	1万円	17万円	—
合計	所得割税率	7.3%	—	7.7%	0.4%	8.0%	0.3%	8.3%	0.3%	8.8%	0.5%	9.5%	0.7%
	均等割額	44,800円	2,400円	46,000円	1,200円	48,400円	2,400円	50,800円	2,400円	52,200円	1,400円	54,200円	2,000円
	課税限度額	81万円	4万円	85万円	4万円	89万円	4万円	96万円	7万円	99万円	3万円	106万円	7万円
応能応益 割合	医療分	63. 0:37. 0		62. 8:37. 2		62. 7:37. 3		63. 8:36. 2		64. 2:35. 8		65. 0:35. 0	
	支援分	58. 1:41. 9		62. 7:37. 3		61. 8:38. 2		62. 2:37. 8		61. 8:38. 2		63. 5:36. 5	
	介護分	56. 0:44. 0		56. 9:43. 1		57. 1:42. 9		58. 0:42. 0		58. 0:42. 0		57. 9:42. 1	
調定額(現年度分)		3,951,992,200円		3,847,587,600円		3,746,742,800円		3,727,927,000円		3,824,746,500円		3,851,252,000円	
備考		*均等割軽減の5割軽減、2割軽減の基準所得が引き上げられた。 適用区分(基準所得) 7割(33万円以下) 5割(33万円+24.5万円×人数) 2割(33万円+45万円×人数)		*均等割軽減の5割軽減、2割軽減の基準所得が引き上げられた。 適用区分(基準所得) 7割(33万円以下) 5割(33万円+26.5万円×人数) 2割(33万円+48万円×人数)		*均等割軽減の5割軽減、2割軽減の基準所得が引き上げられた。 適用区分(基準所得) 7割(33万円以下) 5割(33万円+27.5万円×人数) 2割(33万円+50万円×人数)		*均等割軽減の5割軽減、2割軽減の基準所得が引き上げられた。 適用区分(基準所得) 7割(33万円以下) 5割(33万円+28.5万円×人数) 2割(33万円+52万円×人数)		*均等割軽減の基準所得が引き上げられた。 適用区分(基準所得) 7割(43万円+10万円×(給与所得者数-1)以下) 5割(43万円+28.5万円×(給与所得者数-1)以下) 2割(43万円+52万円×(給与所得者数-1)以下)		*均等割軽減の5割軽減、2割軽減基準所得が引き上げられた。(令和5年度) 適用区分(基準所得) 7割(43万円+10万円×(給与所得者数-1)以下) 5割(43万円+29万円×(給与所得者数-1)以下) 2割(43万円+53.5万円×(給与所得者数-1)以下)	

平均改定率(予算編成時試算)

2.8%

5.0%

5.0%

5.4%

5.1%

6.9%

令和5年度 国民健康保険税(料)率比較

←令和5年度改定あり

自治体名	基礎課税分			後期高齢者支援金分			介護納付金分			合計				法定外繰入金 (令和4年度)			現年収納率 (令和4年度)		試算結果(モデルケース3パターン)						
	均等割 (円)	所得割 (%)	限度額 (万円)	均等割 (円)	所得割 (%)	限度額 (万円)	均等割 (円)	所得割 (%)	限度額 (万円)	均等割 (円)	均等割 順位	所得割 (%)	所得割 順位	限度額 (万円)	総額 (億円)	一人あたり (円)	順位	割合	順位	介護2号非該当 被保険者 (所得43万円以下)		介護2号被保険者 (所得270万円)		介護2号被保険者 夫婦子ども2人 (所得500万円)	
																				1人世帯	順位	2人世帯	順位	4人世帯	順位
八王子市	43,000	7.29	65	13,600	2.38	22	16,700	2.28	17	73,300	1	11.95	2	104	11.8	9,928	26	95.71%	10	16,900円	1	417,700円	1	805,700円	1
立川市	32,100	6.58	63	11,700	2.24	19	14,500	1.69	16	58,300	7	10.51	3	98	8.2	22,641	22	92.91%	25	13,100円	7	355,000円	5	684,400円	5
武蔵野市	27,400	5.10	65	10,600	1.95	20	12,900	1.65	17	50,900	23	8.70	24	102	11.3	41,277	7	94.95%	16	11,300円	21	299,100円	24	575,300円	24
三鷹市	28,000	5.30	63	11,200	2.00	19	13,000	1.50	17	52,200	18	8.80	22	99	16.5	45,471	5	95.99%	9	11,700円	15	304,100円	22	584,900円	22
青梅市	30,600	6.00	65	11,200	1.95	22	12,200	1.85	17	54,000	11	9.80	10	104	9.0	30,583	17	93.38%	23	12,400円	10	330,300円	11	639,400円	11
府中市	23,720	4.75	65	7,440	1.48	20	9,840	1.55	17	41,000	25	7.78	26	102	28.8	58,618	1	94.13%	20	9,300円	25	258,400円	26	499,700円	26
昭島市	27,500	5.60	65	11,500	2.25	22	14,500	1.70	17	53,500	14	9.55	12	104	5.3	22,886	21	94.69%	18	11,600円	18	323,600円	13	621,300円	13
調布市	29,000	5.52	65	10,300	1.98	20	12,000	1.75	17	51,300	21	9.25	15	102	21.6	49,034	4	93.66%	21	11,700円	15	312,500円	15	603,700円	15
町田市	36,500	6.25	65	12,100	2.09	22	14,600	1.94	17	63,200	4	10.28	5	104	24.7	29,537	18	96.57%	7	14,500円	4	359,600円	3	693,300円	3
福生市	27,000	5.00	65	12,800	2.17	22	13,500	1.73	17	53,300	15	8.90	20	104	5.8	41,168	8	91.15%	26	11,900円	13	308,500円	18	592,800円	19
羽村市	25,800	6.09	65	10,700	2.24	22	12,800	2.10	17	49,300	24	10.43	4	104	4.4	39,084	9	95.57%	11	10,900円	24	335,200円	9	648,100円	8
あきる野市	30,000	5.79	65	11,400	2.08	22	13,500	1.97	17	54,900	10	9.84	8	104	4.8	26,711	19	96.45%	8	12,400円	10	333,100円	10	642,200円	10
日野市	32,400	5.60	65	11,400	1.90	22	14,100	1.90	17	57,900	8	9.40	13	104	15.3	45,329	6	94.53%	19	13,100円	7	329,100円	12	632,900円	12
多摩市	28,200	5.59	65	11,600	1.82	22	11,800	1.62	17	51,600	19	9.03	19	104	9.6	31,365	16	95.53%	12	11,800円	14	308,000円	20	595,300円	18
稲城市	34,100	5.16	65	8,300	1.19	22	13,100	2.19	17	55,500	9	8.54	25	104	6.3	38,708	10	97.07%	2	12,600円	9	304,800円	21	585,900円	21
国立市	20,000	5.50	65	10,000	1.80	22	11,000	1.85	17	41,000	25	9.15	18	104	5.6	36,179	13	96.80%	5	9,000円	26	289,500円	25	560,000円	25
狛江市	27,200	5.51	65	11,000	1.92	22	13,300	1.79	17	51,500	20	9.22	17	104	6.2	38,085	12	96.91%	4	11,400円	19	312,100円	16	600,700円	16
小金井市	26,000	6.04	65	13,000	2.05	22	15,000	2.00	17	54,000	11	10.09	7	104	5.7	26,037	20	97.49%	1	11,700円	15	337,000円	8	647,000円	9
国分寺市	28,000	5.46	65	12,000	1.80	20	14,000	1.57	17	54,000	11	8.83	21	102	11.9	52,129	2	96.80%	5	12,000円	12	308,300円	19	591,400円	20
武蔵村山市	33,400	6.24	65	12,500	1.81	22	13,000	1.76	17	58,900	6	9.81	9	104	5.0	31,676	14	93.43%	22	13,700円	6	340,300円	7	657,800円	6
東大和市	37,200	7.42	65	12,300	2.50	22	14,100	2.45	17	63,600	3	12.37	1	104	2.1	12,192	25	97.07%	2	14,700円	2	407,900円	2	791,300円	2
東村山市	36,800	6.00	65	12,400	2.05	22	15,400	2.05	17	64,600	2	10.10	6	104	5.3	16,996	24	93.31%	24	14,700円	2	358,400円	4	689,000円	4
清瀬市	28,000	5.48	65	10,000	1.87	22	13,000	1.90	17	51,000	22	9.25	15	104	7.8	50,491	3	95.22%	13	11,400円	19	311,800円	17	600,600円	17
東久留米市	34,700	5.52	65	12,900	2.15	22	14,400	1.88	17	62,000	5	9.55	11	104	4.5	18,847	23	95.08%	15	14,200円	5	340,700円	6	655,500円	7
西東京市	31,600	5.41	65	6,500	1.68	22	14,300	1.64	17	52,400	17	8.73	23	104	15.2	38,180	11	94.71%	17	11,300円	21	302,900円	23	579,800円	23
小平市	25,700	5.68	65	11,600	2.08	20	15,300	1.61	17	52,600	16	9.37	14	102	11.7	31,509	15	95.16%	14	11,100円	23	317,800円	14	607,800円	14
26市平均	30,151	5.76	64.8	11,155	1.98	21.4	13,532	1.84	17.0	54,838		9.59		103.2		34,025		95.16%		12,323円		327,142円		630,223円	
特別区(世田谷区)	45,000	7.17	65	15,100	2.42	22	16,200	2.30	17	76,300		11.89		104		16,598		89.93%		18,000円		422,400円		816,000円	
大阪府(令和6年度から統一保険料)	67,428	9.18	65	21,158	2.97	22	19,552	2.61	17	108,138		14.76		104						26,500円		521,700円		935,000円	

(参考)

三鷹市改定案	29,000	5.70	65	11,800	2.20	24	13,400	1.60	17	54,200		9.50		106											
三鷹市標準保険料率	50,942	8.45	65	16,902	2.88	24	16,791	2.31	17	84,635		13.64		106											

9.50	106
13.64	106

12,200円	323,900円	624,000円
20,200円	478,700円	928,200円

様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(平成30年度から令和5年度までの6カ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	27	三鷹市

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	28年度				赤字の原因			
	法定外繰入金 ※1	1,529,860千円				①赤字の原因 ●歳入:保険料必要総額に対して賦課率が低いことが主要因となっている。当該年度に保険税改定を行ったが、被保険者の減少により収納額は微増にとどまった。 ●歳出:被保険者数の減少により保険給付費の総額は減少したが、一人あたりの保険給付費は増加した。 ②黒字分:0千円 ③黒字分を差し引いた後の赤字額(合計):1,529,860千円			
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円							
	赤字額(合計)	1,529,860千円							
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容				
	①予算推計ベースの平成30年度の赤字額:1,752,601千円 ②解消の目標年次:令和19年度 ③赤字削減・解消手段の主要事項 保険税率の改定、収納率の向上対策の取組、医療費適正化の取組を実施する。 平成30年度は保険税改定を行ったが、収納率の向上に努めながら、赤字の発生原因に関する要因分析等を行い、赤字削減に向けて必要な対策を整理する。 また、社会情勢を踏まえ、三鷹市国民健康保険運営協議会の意見を求めながら、数値目標の修正を行う。				・保険税率の改定(2020年度に平均5.3%、2022年度に平均5.9%の改定、以降も隔年実施する方向で検討) ・収納対策の取組により、保険税改定後も平成29年度収納率の実績を堅持する。 ・医療費適正化の取組による保険者努力支援交付金等の獲得(20,400千円を見込む)				
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
		年度	30年度	元年度(2019年度)	2年度(2020年度)	3年度(2021年度)	4年度(2022年度)	5年度(2023年度)	
		法定外繰入の削減予定額(率)	223,000千円	12,000千円	125,600千円	6,000千円	217,000千円	1,800千円	585,400千円
	繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
	合計赤字削減予定額(率)	223,000千円	12,000千円	125,600千円	6,000千円	217,000千円	1,800千円	585,400千円	

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額のの小計額と一致していること。

※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。

※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。

令和2年3月6日

東京都知事殿

保険者名 三鷹市

代表者職氏名 三鷹市長 河村 孝

各保険者の比較

	市町村国保		協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者医療制度
		三鷹市				
保険者数 (令和2年3月末)	1,716		1	1,388	85	47
加入者数 (令和2年3月末)	2,660万人 (1,733万世帯)	39,085人 (26,721世帯)	4,044万人 被保険者2,479万人 被扶養者1,565万人	2,884万人 被保険者1,635万人 被扶養者1,249万人	854万人 被保険者456万人 被扶養者398万人	1,803万人
加入者平均年齢 (令和元年度)	53.6歳	49.5歳	38.1歳	35.2歳	32.9歳	82.5歳
加入者1人当たり 医療費 (令和元年度)	37.9万円	32.6万円	18.6万円	16.4万円	16.3万円	95.4万円
加入者1人当たり 平均所得(※1) (令和元年度)	88万円 1世帯当たり 137万円	140万円 1世帯当たり 200万円	159万円 1世帯当たり(※2) 260万円	227万円 1世帯当たり(※2) 400万円	248万円 1世帯当たり(※2) 462万円	86万円
加入者1人当たり 平均保険料 (令和元年度)(※3) <事業主負担込>	8.9万円 1世帯当たり 13.8万円	8.6万円 1世帯当たり 12.7万円	11.9万円<23.8万円> 被保険者1人当たり 19.5万円<38.9万円>	13.2万円<28.9万円> 被保険者1人当たり 23.2万円<50.8万円>	14.4万円<28.8万円> 被保険者1人当たり 26.8万円<53.6万円>	7.2万円
公費負担	給付費等の50% +保険料の軽減等		給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等へ の補助	なし	給付費等の約50% +保険料の軽減等
公費負担額(※4) (令和4年度予算ベース)	4兆3,734億円 (国3兆1,741億円)		1兆2,357億円 (全額国費)	720億円 (全額国費)		8兆3,656億円 (国5兆3,308億円)

(※1) 市町村国保及び後期高齢者医療制度においては、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」「雑損失の繰越控除額」と「分離課税所得金額」を加えたものを年度平均加入者数で除したものである。

市町村国保は、「国民健康保険実態調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」の、それぞれ前年の所得を使用している。

協会けんぽ、組合健保、共済組合は、「標準報酬総額」から「給与所得控除に相当する額」を除いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である。

(※2) 被保険者1人当たりの金額を表す。

(※3) 加入者1人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料調定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。

(※4) 介護納付金、特定健診・特定保健指導等に対する負担金・補助金は含まれていない。